

# 青森県報

第三千八百八十四号

平成二十二年  
一月十二日  
(火曜日)

## 目次

### 告示

生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	健康福祉課	一
右 同	同	一
右 同	同	二
右 同	同	二
生活保護法による指定介護機関の休止の届出	同	二
右 同	同	二
生活保護法による介護機関の指定	同	三
右 同	同	三
右 同	同	三
右 同	同	三
介護保険法による居宅サービス事業者の指定	高齢福祉課	四
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定	同	五
飼料の試験の結果の概要	畜産課	五
政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表	(総務学事課)	六

## 告示

### 青森県告示第五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者		居宅介護事業者		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	
株式会社 協医科器械	岩手県紫波郡矢野町流通センター南一丁目七の七	株式会社 協医科器械	岩手県紫波郡矢野町流通センター南一丁目七の七	平成二〇・三
株式会社 田安	弘前市大字境間字西田二八の一	株式会社 田安	弘前市大字境間字西田二八の一	平成二〇・三
サカエ薬局	五所川原市字弥生町三	あつたかい	八戸市沼館二丁目三〇の三	平成二〇・三

### 青森県告示第六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

介護予防事業者		介護予防事業者		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	
株式会社 協医科器械	岩手県紫波郡矢野町流通センター南一丁目七の七	あつたかい	八戸市沼館二丁目三〇の三	平成二〇・三
貸与 福祉用具	貸与 福祉用具	あつたかい	八戸市沼館二丁目三〇の三	平成二〇・三

株式会社町田アンド商会	弘前市大字境関字西田二八の一	"	サカ工業局五所川原	五所川原市字弥生町三	三・二・三〇
-------------	----------------	---	-----------	------------	--------

青森県告示第七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社町田アンド商会	弘前市大字境関字西田二八の一	サカ工業局五所川原	五所川原市字弥生町三	三・二・三〇
株式会社三協医科器械	岩手県紫波郡矢巾町流通センター南一丁目七の七	あったかいツプレ	八戸市沼館二丁目三〇の三	平成三・一〇・三

青森県告示第八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	特定介護予防福祉用具販売業者	名称	特定介護予防福祉用具販売事業所	年月止
所在地	主たる事務所の所在地	所在地		

株式会社三協医科器械	岩手県紫波郡矢巾町流通センター南一丁目七の七	あったかいツプレ	八戸市沼館二丁目三〇の三	平成三・一〇・三
株式会社町田アンド商会	弘前市大字境関字西田二八の一	サカ工業局五所川原	五所川原市字弥生町三	三・二・三〇

青森県告示第九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	居宅介護事業者	名称	居宅介護事業所	年月止
所在地	主たる事務所の所在地	所在地		
社会福祉法人みやぎ会	八戸市大字尻内町字鴨ヶ池九六の三	訪問看護	訪問看護ステーションせせらぎ	平成三・一・一

青森県告示第十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	介護予防事業者	名称	介護予防事業所	年月止
所在地	主たる事務所の所在地	所在地		

北福 限社 サ 東	株式 会社 ト 町	株式 会社 二	株式 会社 青	株式 会社 カ	医 療 法 人 慶	株式 会社 あ い び す	名 称	居 宅 介 護 事 業 者
一往 上北 来都 ノ東 下北 一町 〇字	弘前 市大 字境 関	九神 田東 駿京 河都 台千 二代 の田 区	五青 森市 卸町 三の	町岩 二手 の県 三盛 一岡 市肴	岸弘 町前 六市 の大大 一西 川	一弘 堂前 字市 沢大 田字 口大 五薬 の師	所主 在た 在る 在事 務務 所所 のの 地地	居 宅 介 護 事 業 の 種 類
訪問 介 護	福 祉 用 具 貸 与	"	訪 問 介 護	福 祉 用 具 貸 与	生 活 介 護	訪 問 看 護	名 称	居 宅 介 護 事 業 所
ヨ ス テ ー シ	サ カ エ 福 祉 サ ー ビ ス	長セ ンチ タイ ケア 下	所森 八ア 戸ラ 一イ 階フ 業青	シゴ ョレ ツた ツた プた ルい	た グ ム か わ ば ほ	あ い び す	所 在 地	指 定 日 年
〇上 笹北 橋都 四東 八北 の町 一八 字字 弥弥	生五 町所 一川 八原 の市 八字 弥	号八 室市 下 長 四 丁	目八 一市 階青 の葉 三吉 田	目八 三市 〇沼 の館 三二 丁	岸弘 町前 六市 の大大 一西 川	二弘 五前 五市 丁目 四城 の東	平 成	
三・二 ・二 五	"	三・三 ・一	三・二 ・九	三・二 ・一	三・二 ・〇 ・一	三・三 ・一		

平成二十二年一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

社会 福祉 法 人 み や ぎ 会	八 戸 市 大 字 尻 内 の 三	介 護 予 防 訪 問 看 護	訪 問 看 護 ス テ ー シ ヨ ン	十 和 田 市 稻 生 町 七	平 成 三 一 一
--	---	--------------------------------------	--	--------------------------------------	-----------------------

青森県告示第十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したの

株式 会社 ト 町	株式 会社 二	株式 会社 青	株式 会社 カ	医 療 法 人 慶	株式 会社 あ い び す	名 称	介 護 予 防 事 業 者
字弘 西前 田市 二大 八字 一境 関	九神 田東 駿京 河都 台千 二代 の田 区	五青 森市 卸町 三の	町岩 二手 の県 三盛 一岡 市肴	岸弘 町前 六市 の大大 一西 川	一弘 堂前 字市 沢大 田字 口大 五薬 の師	所主 在た 在る 在事 務務 所所 のの 地地	介 護 予 防 事 業 の 種 類
福 祉 用 具 貸 与	"	訪 問 介 護	福 祉 用 具 貸 与	生 活 介 護	訪 問 看 護	名 称	介 護 予 防 事 業 所
サ カ エ 福 祉 サ ー ビ ス	長セ ンチ タイ ケア 下	所森 八ア 戸ラ 一イ 階フ 業青	シゴ ョレ ツた ツた プた ルい	た グ ム か わ ば ほ	あ い び す	所 在 地	指 定 日 年
生五 町所 一川 八原 の市 八字 弥	号八 室市 下 長 四 丁	目八 一市 階青 の葉 三吉 田	目八 三市 〇沼 の館 三二 丁	岸弘 町前 六市 の大大 一西 川	二弘 五前 五市 丁目 四城 の東	平 成	
"		三・三 ・一	三・二 ・九	三・二 ・一	三・三 ・一		

平成二十二年一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

で、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	株式会社ケア ライフ青森	主たる事務所の 所在地	青森市卸町三の 五	名 称	株式会社ケアア ルフ青森八戸営 業所	所 在 地	八戸市青葉一丁 目一八の四吉田 ビル一階	指 定 年月日	平成 三・二・一
-----	-----------------	----------------	--------------	-----	--------------------------	-------	----------------------------	------------	-------------

青森県告示第十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	株式会社サン メデイカル	主たる事務所の 所在地	岩手県盛岡市肴 町二の三一	名 称	あつたかいこ ンタルシヨップ ビスカエ福祉サ ー	所 在 地	八戸市沼館二丁 目三〇の三	指 定 年月日	平成 三・二・一
会 社	株式会社町田 アンド町田商 会	弘前市大字境関 字西田二八の一		五所川原市字弥 生町一八の八				三・三・一	

青森県告示第十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	株式会社サン メデイカル	主たる事務所の 所在地	岩手県盛岡市肴 町二の三一	名 称	あつたかいこ ンタルシヨップ ビスカエ福祉サ ー	所 在 地	八戸市沼館二丁 目三〇の三	指 定 年月日	平成 三・二・一
会 社	株式会社町田 アンド町田商 会	弘前市大字境関 字西田二八の一		五所川原市字弥 生町一八の八				三・三・一	

青森県告示第十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十二年一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名 氏 名 氏 名	指定居宅サービス事業者	居宅サービス の種 類	居宅サービス 業 務 所	指 定 年月日
株式会社 ライフ	黒石市大字黒石 の二九	福祉用具 貸与	黒石市大字黒石 の二九	三・三・六
社会福祉法 人つがる三 和会	弘前市大字三和 字上恋塚一九	訪問介護	北津軽郡板柳町 大字辻字岸田六	三・三・三
特定非営利 活動法人 ヨシノシ	青森市大字三内 字沢部二一九の 二二	訪問介護	青森市大字三内 字沢部二一九の 二二	平成 三・三・五
NP法人 介護ステ ーション シヨン八 甲	青森市大字三内 字沢部二一九の 二二			
ホームヘル プステ ーション イタヤ 荘	北津軽郡板柳町 大字辻字岸田六			

青森県告示第十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十二年一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所	所在地	指定期日 平成 二二・一 二五
	特定非営利活動法人 介護ステーション八甲	青森市大字三内 二二・二九の二	訪問介護	NPO法人 介護ステーション八甲	青森市大字三内 二二・二九の二	

社会福祉法人 つがる三和会	弘前市大字三和 字上恋塚一九	介護予防 訪問介護	ホームヘル プステーション いたや	北津軽郡板柳町 大字辻字岸田六	三・三・三
------------------	-------------------	--------------	-------------------------	--------------------	-------

青森県告示第十八号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第一項の規定により平成二十二年十一月五日及び同年十二月九日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

平成二十二年一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験結果の概要										違反の内容				
				粗たん白質 %	粗脂肪 %	カルシウム %	リン %	粗繊維 %	粗灰分 %	揮発性窒素 %	水溶性窒素 %	消化率 %	TDN %		ME kcal/kg	その他 の水分 %		
北日本くみあい飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字 海岸24の7	同左	くみあい配合飼料 たまご工房	21.10	17.9	5.7	4.18	0.59	2.6	12.6						2,800	12.1		
		くみあい配合飼料 ニューアラテイプB	21.10	17.1	4.9	0.75	0.52	2.6	4.4						78.5		13.0	
		くみあい配合飼料 ニューアラテイプA	21.10	19.8	5.4	1.09	0.77	1.9	5.9						81.1		11.2	
中部飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字 海岸24の5	同左	アル中印ブローラー肥育前期用配合飼料 ヒナ銀行E	21.12	24.0	5.0	0.92	0.72	1.8	5.4						3,010		12.2	
		アル中印成鶏飼育用配合飼料 レイヤーC17	21.12	17.9	6.2	4.21	0.59	2.6	13.1						2,870		11.7	
		アル中印子豚育成用配合飼料 EMEダッシュG	21.12	14.9	3.8	0.56	0.43	2.3	3.8						78.4		13.4	

注 試験結果の概要の欄中栄養成分に関する検査にあつては、個別検査項目別に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分量に対する過不足量等を示す。

公 告

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表

平成二十一年十月から同年十二月までの間の政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の概要を次のとおり公表する。

平成二十二年一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

政府調達に係る苦情の申立てはなかった。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号 青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭